

ライフケア 介護福祉士実務者研修養成施設  
介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者（以下、当施設という）が実施する。

有限会社 ライフケア

熊本県玉名市中751-4

（目的）

第2条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通して、介護福祉士として必要な知識や技能を習得することで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下、研修という）を実施する。

介護福祉士実務者研修

- ・研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。
- ・受講期間は原則として開講日から終了日までを6ヶ月とする。

※有資格者についての受講短縮適用については下記の受講期間とする。

介護職員初任者研修修了者 3ヶ月以上

訪問介護員研修3級課程修了者 6ヶ月

訪問介護員研修2級課程修了者 3ヶ月以上

訪問介護員研修1級課程修了者 3ヶ月以上

介護職員基礎課程研修修了者 1ヶ月以上

（6ヶ月で全科目を受講できなかった場合は、在籍期間を受講開始から最長2年まで延長して学習することができる。）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

ライフケア 介護福祉士実務者養成研修（通信課程）

（実施場所）

第5条 ライフケア六田教室 熊本県玉名市中751-4

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。ただし、施設長が必要と認める場合は、休業日を変更することができる。

- ・年末年始 12月29日～1月4日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する日

(受講対象者)

第7条 受講の対象は下記の条件を満たすものとする。

- ① 介護福祉士の取得を目指している者。
- ② 高等学校卒業もしくは同等の学力があると認められるもの。
- ③ 心身ともに健全である者。
- ④ E P A (経済連携協定) 介護福祉士候補者として来日しているもの。
- ⑤ 日本語の読み書き (漢字・ひらがな・カナ) 、聞き取りに問題がないもの。

【確認事項】

(1) 50時間コース

介護職員基礎研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申込時に当施設に提出していること。

(2) 95時間コース

訪問介護員養成研修1級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修申込時に当施設に提出していること。

(3) 320時間コース

訪問介護員養成研修2級課程又は初任者研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申込時に当施設に提出していること。

(4) 420時間コース

訪問介護員養成研修3級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修申込時に当施設に提出していること。

(5) 450時間コース

介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1、2、3級課程、初任者研修いずれも修了していないもの、または、修了していることを証明する書類を研修申込時に当施設に提出していないもの。

(入学時期)

第8条 入学の時期は随時とする。また、申し込みは先着順とし、定員になり次第募集終了とする。

(定員)

第9条 1学年の定員は20名で、学級数は1とし、1学級の定員も20名とする。

(受講料)

第10条 受講料は以下のとおりとする。

受講予定者の有する資格	受講時間	受講料
無資格	450時間	89,100円
訪問介護員養成研修3級過程修了	420時間	72,600円
初任者研修終了	320時間	61,600円
訪問介護員養成研修2級課程修了	320時間	61,600円
訪問介護員養成研修1級課程修了	95時間	37,400円
介護職員基礎研修	50時間	24,200円

※表示価格は、消費税・テキスト代を含む

(入学手続き)

第11条 入学手続きは次のとおりとする。

- ① 当施設の指定の申込書に必要事項を記入し、期日までに提出する。
- ② 書類選考により受講者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する。
- ③ 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定期日までに受講料を納入する。
- ④ 当施設は受講料の納入を確認した後、オリエンテーション時に教材一式を配布。

(研修カリキュラム)

第12条 研修の修了に係るカリキュラムは別表1のとおりとする。

(教職員の組織)

第13条 研修を行うにあたり、次の教職員を置く。

- ① 施設長 1名
- ② 主任講師 1名 ※（施設長と兼任することができる）
- ③ 講師 1名
- ④ 事務職員 1名

(通信学習の実施方法)

第14条 通信学習の実施方法は次のとおりとする。

- ① 学習方法

受講生はテキストに沿って自己学習し、当施設の定める期日までに科目ごとにレポートを提出する。

② 評価方法

各レポートの評価は100点満点中70点以上を合格とする。70点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出する。

③ 個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、電話（0968-73-8855）もしくはLINEにて受付し、講師が対応する。

（面接授業の実施方法）

第15条 1. 面接授業は次の方法で実施する。

- ① 面接授業は指定された日に当施設の研修会場にて行う。出席を確認するため、受講生は毎回出席簿に自署にて記名する。
- ② 面接授業に出席するためには、当施設の定める期日までに通信学習を終了していることを条件とする。
- ③ 面接授業を安全に行うに当たり、感染症に感染しているものやその疑いがあるものは受講できないこととし、受講の実施時期を変更する。

2. 評価方法

面接授業の全日程に出席したものに対し、講師の報告に基づき、その成績を評価する。

（在籍期限）

第16条 在籍期限は2年を超えることは出来ない。

（休学及び復学）

第17条 休学及び復学の取扱いは次のとおりとする。

- ① 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとするものは、休学届けに理由を明らかにする書類（診断書等）を添えて提出し、施設長の承諾を得なければならない。
- ② 休学の期間は最長で1年とし、これを超える場合は退学しなければならない。
- ③ 休学中のものが復学しようとする場合は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを施設長が確認した時に復学することができる。

（退学及び賞罰）

第18条 次の事由に該当する場合は退学とすることができます。また、施設長が退学処分を決定したものは、その決定に従うものとする。なお、受講料の未納金がある場合

は、退学の日まで全額納入しなければならない。

- ① 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び誓約書の内容に違反したもの。
- ② 学習意欲が欠けており、修了する見込みがないと認められるもの。
- ③ 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げるもので、再三の指導にも関わらずこれに従わないもの。
- ④ 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等の出席不良のもの。
- ⑤ 在籍期限を超過したもの。
- ⑥ その他等研修の受講生として著しく不適切な言動が認められるもの。

(欠席者の取扱い)

第19条 遅刻・早退に関しては理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。なお、面接授業の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められるものについては、次回以降の講座にて当該科目の補講を受けることができる。ただし、第16条に定める在籍期限は超過しないこととする。

(補講について)

第20条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、次期コースの定員（20名）に影響が出ない中で補講（振替受講）を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。ただし、補講にかかる費用は自己負担となる場合があり、その際の補講にかかる受講料は1回3,300円とする。

(修了認定方法)

第21条 研修修了の認定方法については次のとおりとする。

指定されたカリキュラムを全て履修し、受講料等未納がないものに対し、各科目ごとに①事前通信学習、②演習中レポート及び実技習得状況・理解、③受講態度を総合的に評価して判断する。

評価基準（100点満点）

- A : 85点以上
- B : 70～84点
- C : 60～69点
- D : 59点以下

以上の4段階で評価し、B以上の評価の受講生が修了者として認められる。なお繰り返し及第点に及ばない場合は1回あたり5,500円を支払い、再度試験に挑むこととする。

(個人情報の保護)

第22条 当施設が知り得た受講予定者及び受講生に関する個人情報は、当施設に定める個人情報保護規定に基づき、適切に取扱うこととする。また、受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(施行細則)

第23条 この学則に必要ない細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当施設が別に定める。

(附則)

第24条 この学則は令和5年8月1日より施行する。

別表 1

教育内容	初任者研修	訪問介護員養成研修			基礎研修	その他の研修
		1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解 I	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解 II		免除			免除	
介護の基本 I	免除	免除	免除		免除	
介護の基本 II		免除	免除		免除	
コミュニケーション技術		免除			免除	
生活支援技術 I	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術 II	免除	免除	免除		免除	
介護過程 I	免除	免除	免除		免除	
介護過程 II		免除			免除	
介護過程 III (面接)					免除	
発達と老化の理解 I		免除			免除	
発達と老化の理解 II		免除			免除	
認知症の理解 I	免除	免除			免除	認知症実践者研修
認知症の理解 II		免除			免除	認知症実践者研修
障害の理解 I	免除	免除			免除	
障害の理解 II		免除			免除	
こころとからだのしくみ I	免除	免除	免除		免除	
こころとからだのしくみ II		免除			免除	
医療的ケア I						喀痰吸引等研修
医療的ケア II (面接)						喀痰吸引等研修